

受付

国民健康保険料徴収猶予申請書				
令和 6 年 7 月 25 日				
(あて先) 千葉市長				
下記のとおり千葉市国民健康保険条例第32条の規定により別紙証明書を添えて申請いたしました。				
世帯主の氏名				
被保険者番号	12345678-01	納付義務者氏名	千葉 太郎	
世帯の被保険者数	2 人	納付義務者職業	自営業	
対象年度	令和 5 年度	賦課された保険料	450,600 円	
徴収猶予を必要とする保険料	93,500 円	「徴収猶予を必要とする保険料の内訳」の合計額を記入(エクセル作成の場合は自動計算されます)		
徴収猶予料の必要訳と 内要訳と	4 月 期	円	10 月 期 (5 期)	円
	5 月 期	円	11 月 期 (6 期)	円
	6 月 期 (1 期)	円	12 月 期 (7 期)	2,000 円
	7 月 期 (2 期)	円	1 月 期 (8 期)	1,500 円
	8 月 期 (3 期)	円	2 月 期 (9 期)	45,000 円
	9 月 期 (4 期)	円	3 月 期 (10 期)	45,000 円
	理由	5月に体調不良により失業し、無収入となった。 求職活動中ではあるが、預貯金がなく、すぐに保険料を納めることが困難なため。		
納付計画	「徴収猶予を必要とする保険料の内訳」と同様に記入 (エクセル作成の場合は自動入力されます。)			
	納付額	納付期限	摘要	
	10月期 (5期)	円 R .. .		
	11月期 (6期)	円 R .. .		
	12月期 (7期)	2,000 円 R .. .		
	1月期 (8期)	1,500 円 R .. .		
	2月期 (9期)	45,000 円 R 6 · 8 · 31		
	3月期 (10期)	45,000 円 R 6 · 8 · 31		
	納期限 ^{※2} をいつまで延長したいか記入して下さい。申請日から1年以内として下さい。(申請日が令和6年7月25日の場合は最長で令和7年7月24日) 1年を超えて記入された場合は、申請自体を却下します。			
	申請者	氏名	千葉 太郎	納付義務者との関係
(注)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。				
住所	千葉市 中央区 千葉港 2番1号 (建物名、部屋番号) コミュニティ荘101号室			
連絡先	電話番号 (携帯番号などの日中連絡先)	080-1234-5678		
の担当者	内容確認のため連絡をすることがありますので、必ず記入してください。確認が取れない場合は申請を却下することができます。			
	記入不要			

【記入例②:過年度分の申請をする場合】

令和5年度分の保険料総額^{※1}は450,600円
1ヶ月までの保険料(計360,600円)は納付済みだが、未納が残っている



8月中には納付可能

左側の「対象年度」の保険料総額を記入^{※1}

明細書								
賦課年度	相当年度	科目	期別	納期限	保険料	延滞金	法定納期限等	備考
R5	R5	国民健康保険料	12	R6.1.6	円	2,000 円		
R5	R5	国民健康保険料	1	R6.1.31		1,500 円		
R5	R5	国民健康保険料	2	R6.3.2		45,000 (1,300) 円		
R5	R5	国民健康保険料	3	R6.4.1		45,000 (1,000) 円		
		小計				90,000 5,800 円		

未納額が分からない場合は、健康保険課にお問い合わせの上、明細書を取り寄せてください。申請書には保険料と確定延滞金(保険料納付済み期別の延滞金)のみ記入してください。
ただし、予定延滞金(保険料未納期別の延滞金)も金額が確定し次第ご納付が必要です。

※1 当該年度相当分の保険料合計額のことです。国民健康保険料通知書の「保険料決定額(今回)」や「今回決定額(合計)」の欄に記載されています。

※2 元々定められている、保険料を納めなければならない期日のことです。国民健康保険料通知書の「普通徴収(納付書または口座振替によるお支払い分)の「納期限」の欄に記載されています。●月期の納期限は●月の月末(土日祝日の場合は翌営業日)です。